

『21世紀の日本と憲法』概説

- [] 結論 日本国憲法改正の必然
- [] 21世紀初頭における世界秩序の構造
- [] 「国民国家」の役割
- [] 日本の21世紀型「国益」概念
- [] 新憲法制定案の基本原則

[] 結論 日本国憲法改正の必然

私は、日本の伝統文化の内発的自立性により形成された民意の結晶ともいべき普遍的価値を基本理念とした新憲法を制定し、21世紀初頭の世界秩序維持に積極的に貢献する道義国家建設をなすべきと考える。

[] 21世紀初頭における世界秩序の構造

冷戦構造終焉の現在、世界秩序は新たに再編されたが、この「新しい枠組み」は冷戦期世界秩序を規定したパラダイムを大きく転換させた。この観点から21世紀初頭の世界秩序を決定づける特質として、次の要素を挙げることができる。

- (1) 世界的な政治的課題の優先順位の非明確化
- (2) 政治・経済・文化の世界的影響の高速伝播化 (globalization)
- (3) 自由主義的民主主義の拡大
- (4) 伝統的な政治経済主体の多様化と複雑化
- (5) 多民族「国民国家 (nation・state)」の新たなる求心力の形成
- (6) 先進諸国と開発途上諸国との間の緊張を孕んだ国際関係の二重構造

次に、これらポスト・冷戦構造を規定する特質を簡潔に説明する。第一に「世界的な政治的課題の優先順位の非明確化」とは、冷戦終焉により米国の一極体制と他国間協調主義との調和という観点から、世界的政策課題の優先順位を決定してきた価値観の転換をもたらし、端的に言えば政策目的の優先順位が複雑化し非明確化したのである。

第二に、グローバリゼーションによる先進国の政治的・経済的・文化的影響の伝播は、地球規模での標準化をもたらす一方、伝統的な民族意識・文化・言語と結びついた「国民国家」の主体概念が希薄化し、欧州連合 (E U) のごとく「地域」という主体概念が実現してきた。

第三に、第二次世界大戦後に独立したアジアの諸国や、20世紀末の冷戦終焉後に共産主義イデオロギーによる全体主義から解放されたロシアや東欧諸国にも、政治の民主化、即ち個人の尊厳に普遍的価値を認める自由主義的民主主義が拡大したのである。

第四に、伝統的政治主体の多様化と複雑化の意味とは、政治的な意思決定の主体が伝統的な「国民国家」にのみ限定することなく、国際組織、N G O、企業等に多様化し、この多様な主体間における利害調整が複雑化してきたのである。

第五に、21世紀初頭の世界の中では、開発途上諸国の政治的目標であった民族自決による「国民国家」体制と「国民主権の原則」という国民国家の神話は崩壊した。事実、単一民族国家などというものは地球上に殆ど存在しないのであり、一つの国家の中に複数の民族が雑居している状態が一般的であり、国家を形成し得ない民族も数多いのである。例

例えば、民族の数は世界で一千程度あるといわれているのに対し、国際連合(U N)に承認されている国家の数は191程度である事実で一目瞭然である。多くの多民族国家は、イデオロギーの時代が終焉し、アイデンティティの再構築、即ち国家の求心力の形成に努力している。何故なら、多民族を束ねて外部より保護し、その利益を確保・維持増進する法的政治的社会団体として最も有効なるものは「国民国家」以外には存在しないからである。

第六に、冷戦終焉後の世界の政治構造を簡潔に示せば、基本的に現状維持的な先進民主主義諸国間の平和な国際関係と、第二次世界大戦後に植民地状態を脱却した開発途上の国々(その多くは、国内に経済的困窮や政治的迫害、更には内乱の危機を孕み、現状に不満を抱いている)の相互間、及び途上国と先進民主主義諸国との間の、武力行使の可能性を孕んだ国際関係の二重構造が存在している。つまり一方での民族紛争頻発型の国際政治構造である。そして、途上国間の紛争や内紛を抑制する能力を保有しているのは、先進民主主義諸国以外にはないのである。

[] 「国民国家」の役割

グローバリゼーションが進む今日の世界にあっても、「国民国家」は、一定の領域に定住し、この地域の地理歴史環境に育まれた伝統文化を共有する人々(民族)で構成されるが、個人は、家族や地域社会、国家といった重層的な社会構造の中でそれぞれに応じたアイデンティティを自覚しており、更に又国家に対するアイデンティティを自覚する限りにおいて「国民」となりうる。

「国民国家」の第一義的目的は、国家の独占する強大な実力により「国民」・「主権」を対外的に保護し、亦、対内的強制法秩序維持により、彼らの利益を集約・維持・増進すること、即ち個人の自由と権利の保護とが法治の究極的目的となり、正義を実現する、という点にある。ところで、「国民意識」の希薄化に伴い、「国民国家」の相対的影響力は低下したと指摘されている。おそらく「国民国家」や「国民」に対する反対概念として「市民社会」や「市民」を措定した、戦後の歪んだ社会思想状況の経緯によるものであると考えられる。いうまでもなく、近代的「国民国家」の成立なしに「市民社会」の法的成立基盤は存在せず、「国民」たる資格なき時、「市民」の権利保護は望むべくもないのである。例えば、国籍なき難民の権利を、誰が適切に保護し得るかを考えるとき、国家なき民の惨状は察するに余り在る。次に「国民国家」の第二義的目的は、国連等の国際政治社会における領域の代表である点が挙げられる。

[] 日本の21世紀型「国益」概念

21世紀初頭の現在、我が国の立場を考える時、先進民主主義工業国として、GDP・人口・先端技術・教育等の水準が極めて高い、世界のトップクラスの大規模国家である。だが、ポスト・冷戦後の世界秩序では、一方で重要な資源地帯や通商ルート近隣で民族紛争頻発を招くパワー・ポリティックス信奉が再来している。

この政治経済構造は、複雑な民族問題の解決や途上国の資源ナショナリズムの回避、先進国と途上国間の経済格差解消のための大規模支援プログラム開発等の一層困難な政治的課題の解決を我が国に求めている。何故なら、この資源市場・海外生産拠点・製品市場・優秀な人材の確保等にとっては、安定的な世界秩序の維持が不可欠だからである。換言すると、海外で活動する日本企業の国際市場での安定的発展が可能な政治経済環境を主体的に構築しなければ、21世紀の日本の発展はないのである。その本質的な理由は、国連加盟国のなかでは、日本は先進国でもトップクラスであり少数派である。むしろ大多数の途上国と利害が一致することの方が少ないのである。又、このような日本に対する価値観が保持されるとき、海外から有能な人材を「新日本人」としてむかえることができる。

したがって、我が国の外交政策が全力を賭して確立すべき「国益 (national interest)」とは、『相互補完的な日米同盟を基軸とした、国際政治経済環境の優位性を確保する世界秩序維持』に尽きると考える。勿論、日本の利益のみを図る利己的国益ではなく、長期的視野に立ち自国の国益を尊重するが故に他国の国益も尊重する、enlightenedself・interest である。そして、これは日本の希求する理想と国際的政治責任の宣明であり、政治的道義性の確立にほかならない。

[] 新憲法制定案の基本原則

現在の日本の置かれている立場と、21世紀で守べき「国益」を概観してきた。この視点から、我が国の伝統文化の内発的自立性より形成された、民意の結晶ともいべき普遍的価値を基本理念とする新憲法案に具現されるべき大綱を示す。尚、議論の焦点を絞るため以下の五項目に限定する。

(1) 天皇 [国民主権・天皇元首制・立憲君主国]

日本は立憲君主国である。天皇は日本国の元首であり、この地位は主権の存する日本国民の伝統的総意に基づく。

(2) 安全保障 「侵略戦争の放棄・国防軍・文民統制」

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、自衛権を行使する場合を除き、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、永久にこれを放棄する。日本国の主権と独立を守り、国の安全を保つとともに、国際平和の実現に協力するため、内閣総理大臣の最高指揮の下に、国防軍を保持する。

(3) 国際協力

日本国は、共生の精神に基づき、国際連合の決議による積極的な国際協力を行う。

(4) 国民の権利及び義務「国民徴兵制度」

日本国民は、法律の定めるところにより、国家の安全に寄与する義務を有す。

(5) 憲法裁判所

憲法裁判所を設置し、違憲立法審査を所管する。

以上の五項目は、現行日本国憲法の固有の欠陥に基づく緊急度・優先順位の高いものである。したがって、ある意味で現行憲法の中核的問題点の反映したものと考えられる。

第一の項目は、我が国の伝統的政治権威の淵源が天皇にある歴史的事実関係の明記であり、天皇元首制は国民主権の原則と矛盾はない。亦、「この国のかたち」は、対外的に認知されている立憲君主国と明記することで、一部の憲法学者による共和国との錯誤の生ずる余地をなくする。これが21世紀型多民族国家「日本」の新たな求心力になり、日本文明が形成してきた「この国のかたち」を世界に発信する。

第二の項目は、国際社会において、平和が所与のものとして存在するという、明らかに誤った認識に基づく日本国憲法の平和主義の廃棄である。歴史の教訓から、力の空白地帯を作らぬため、近隣核保有国の恫喝に屈することなき精強な国防軍の創設を念頭に、「国民自らの手で守る気概」を安全保障条項に明記した。尚、我が国の近隣の核保有国の一方の指導者は、未だ国民の選挙による統治の正統性を担保されたことがなく、他方の指導者は、前体制崩壊に伴う戦略核のブラック・マーケットへの散逸をコントロールできない状態にある。

第三の項目は、日本の国際的政治責任を担う意思表示であり、世界秩序維持への積極的貢献を通しての「道義国家」建設という「この国の理想像」の宣明である。

第四の項目は、国家という利益共同体の防衛は、集団安全保障があるとしても、国家の目的が正義の実現にあることに鑑みて、その構成員たる国民共有の責任と解される。したがって、国民徴兵制度は先進国においても様々な形で存在するが、平和主義に抵触するものではないと考えられる。これは、共生社会の権利と義務の論理的帰結である。

第五の項目は、違憲立法審査の在り方が最も歪められている点は、内閣法制局が、最高裁判所に代わって、事実上大きな権威を持っている現状に鑑み、司法権による本来の姿である憲法裁判所の設置である。現行の司法制度下では、多くの憲法判断が統治行為論を根拠に司法判断になじまないとの理由で、判断を回避されている。このため高度な政治的判断を伴う違憲立法審査は、憲法裁判所に所管させる必要がある。そして、民主主義の原則から憲法裁判所が、国会議員の意思決定を違憲立法審査できる根拠は、広く国民的基盤に

立つことによるものと考えられる。これは、民主政治の仕組みの中で、三権分立の在り方の再考である。

憲法が経国の大文字たるに鑑み、そこには21世紀の日本の理想像が描かれなければならず、祖父に教えられたる論語に曰く「行くに径（こみち）に由らず」を心におきて、天下の大道を思考した。浅学稚拙な文章を詫びる。

以上。